

東京都公報

発行 東京都

目 次

73

規則(教)

○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

訓令(教)

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正

規則(教)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十九号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する時間講師について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分(定年数に十を乗じて得た時間)と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は」を「一週間の所定の勤務日数が三日以上ある時間講師について」に改め、同項各号を削る。

附則

- この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「同条第一項中「正規の勤務時間」を「同条第一項第一号中「二時間」に、「と、同条第二

項」を「から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項に、「同条第三項」を「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項に改め、同条第三項を削る。

第四十六条第三項第一号中「第二十二条の三第一項及び第三項」を「第二十二条の三第一項」に、同項第二号中「第二十八条の三第四項、第六項及び第七項」を「第二十八条の三第一項、第五項、第八項、第十項及び第十一項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十二条の三の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十一号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三項中「次条」を「次条第二項」に改める。

第二十八条の三第九項中「第四項」を「第八項」に、「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第五項の規定による変更をした」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇（条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

第二十八条の三第一項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいづれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを教育委員会に申し出るものとする。

一日につき二時間を超えない範囲内

一 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定期前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第二十八条の三第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第二号に掲げる範囲内で請求する条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」といふ。）の承認は、一時間を単位として行つるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認する」とがである。

一 一回の勤務に係る日との勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第三十一条中「第二十八条の三第四項、第六項及び第七項」を「第二十八条の三第一項、第五項、第八項、第十項及び第十一項」に改める。

別記第六号様式表中「第28条の3」を「第28条の3第2項」に改める。

別記第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第28条の3関係）
(第1面) 子育て部分休暇の請求に係る申出

(承認権者)		申出対象期間	年度
1 請求に係る子	氏名 続柄	殿 所属	氏名
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
2 申出	生年月日	年月日生	
3 変更 (第1回目)	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき77時間30分（非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内
	月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情 の有無 特別申請の有無 承認権者
3 変更 (第2回目)	変更月日	変更の内容 (①又は②)	変更が必要な事情 の有無 特別申請の有無 承認権者
4 備考			
(注) 1 請求に当たつては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行つた場合は、その旨を第3面に記入すること。 5 該当する□には、レ印を記入すること。			

東京都公報

4

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

(第3面) 第1号子育て部分休暇の承認の変更又は取消し

(第4面) 第2号子育て部分休暇の承認の請求

附
則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十八条の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す

令和七年六月三十日

●東京都教育委員会規則第四十一号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一

部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年）の一部を次のように改正する。

東京都教育委員会

第三十条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定

第三十條中「同條第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定

について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の

勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間)」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条中「教育委員会が」を「教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第三十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十三号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定

められた勤務時間」と、「」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中」七十七時間三十分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間)」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条中「教育委員会が」を「教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第三十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

訓 令(教)

●東京都教育委員会訓令第二十五号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

第二条第一項中「（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この規程において同じ。）にあっては、三歳）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員以外の非常勤職員（地方

公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。次項を除き、以下同じ。）

第一条第五項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「部分休業」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三

月二十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを教育委員会に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

第二条に次の二項を加える。

7 第三項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

8 第三項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

9 第三項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による

変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第六条第二項中「部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」を「第二条第八項の規定による変更をした」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第3条関係）
(第1面) 部分休業の請求に係る申出

部分休業承認請求書					
東京都教育委員会			所属	申出対象期間 年度	
次のとおり部分休業の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏名				
	姓 統	名 柄			
2 申出	生年月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日		年	月	日生
3 変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情 の有無	特別な事情 の有無	
	月 日			承認権者	
4 部分休業中 の育児時間		時 分から	時 分まで		
	5 備考				
<p>(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。</p> <p>2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。</p> <p>3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。</p> <p>4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。</p> <p>5 該当する□には、レ印を記入すること。</p>					

(第2面) 第1号部分休業の承認の請求

- 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
- 3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 該当する□には、レ印を記入すること。

(第3面) 第1号部分休業の承認の変更又は取消し

(第4面) 第2号部分休業の承認の請求

附
則

- 1 1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 2 この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条に規定する部分休業の承認の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

3 3 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認を請求する場合における改正後の規程第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

4 4 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の育児休業等に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

一本号

四月

郵送 六

科考六

三〇

(○) 円 円

印刷所

電話 東京 勝

品
美
都
京

○ 三 京 印

白居

八山制

二 丁 株

五二式

○一 三番会

(代) 七号社

郵便番号

113-0001

1

FSC

ミツワ入
紙
FSC® C006270

